## 主 文

本件漁船C丸の残存機関及び附属具を売却して、その代価を同船体の賠償金(Dより支弁済)と共に保管することを許可する。

## 昭和三〇年四月一二日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎